

「避難行動要支援者管理システム構築事業事業者選定に係るプロポーザル」質問と回答

NO	質問	回答
1	二次審査（プレゼンテーション審査）は原則、実際に業務に携わる担当者全員が出席することとありますが、本提案ではパッケージシステムメーカーに業務の一部を再委託する予定です。パッケージシステムメーカーの担当者も参加するという理解でお間違いないでしょうか。	本業務に係るメインの担当者全員の参加をお願いします。
2	「実際に業務に携わる担当者全員が出席すること」とありますが、再委託先等のスタッフの参加は必要でしょうか。	「NO.1」の回答にお示しのとおりです。
3	プレゼンテーション審査への出席者は、5、応募方法⑨体制表に記載した担当者全員ということでしょうか。	「NO.1」の回答にお示しのとおりです。
4	体制表に氏名の記載は必要でしょうか。また、記載項目の指示がございましたらご教示下さい。 例：役職、立場、担当業務など	氏名の記載は不要です。役職、担当業務等を記載してください。
5	4ページの《企画提案書の構成》記載の（1）～（4）はプロポーザル募集要領7～8ページの「システム企画提案書作成要項」の記載項目とどのように関連しているのかご教示ください。また、企画提案書の制限ページ数、その他作成方法（A4サイズ、両面印刷等）がございましたらご教示ください。	「システム企画提案書作成要項」の内容をシステム構築案（10ページ以内）に盛り込んでください。システム構築案の作成にあたっては「避難行動要支援者管理システム調達仕様書」の内容を参照してください。提出書類についてはA4サイズ両面をお願いします。
6	ゼンリン電子住宅地図と連携し、とありますが、ゼンリン地図が印刷された紙媒体を庁外に提供のご計画はありますでしょうか。そのご計画がある場合、ゼンリン地図を印刷する用紙サイズと配布先および年間配布枚数をご教示ください。	ゼンリン地図が印刷された紙媒体を外部（避難支援等関係者）へ提供していく見込みです。現時点では、A3サイズ800枚を想定しています。
7	連携をおこなう住民基本情報システム、福祉系システムのメーカーをご教示下さい。	株式会社日立システムズ（住基システム） 株式会社アイネス（福祉システム） 株式会社日立システムズ（介護システム） 日本コンピューター株式会社（保健所システム）
8	データベースソフトとしてWindowsSQLServer2022の指定がありますが、ライセンスを受託者が負担することにより同等スペックのデータベースを提案させていただくことは可能でしょうか。実際にそちらのデータベースを利用して構築した同種業務の実績が東京都周辺の自治体で20自治体程ございます。	区の基盤上のデータベースとしては、SQLServerを推奨、MySQL、MariaDB、PostgreSQLは利用可能、その他は不可としています。SQLserverの場合は、区側でライセンスを持っているため、事業者側での準備は不要です。また、MySQL、MariaDB、PostgreSQLについては、事業者側での準備が必要です。
9	本事業の契約期間は令和7年3月末までということによりよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、保守運用は令和8年度以降も継続しますので、見積書にランニングコストの記入をお願いします。
10	「(1)規模要件 ①システム利用者、端末台数 ア 利用者」の項目で、福祉部、危機管理部、健康部、子ども家庭部等関連部署とありますが、各部署の運用面での役割をご教示下さい。また、本事業開始時の主担当窓口はどちらの部署になるか、併せてご教示下さい。	令和6年度時点では福祉部災害要配慮者支援課が管理者、主担当となり、他部署はユーザーとなる役割を想定しています。なお、使用端末台数は15台を想定しています。
11	「(1)規模要件 の ②業務量 ア 避難行動要支援者」の項目でお示しいただいた合計の人数ですが、複合要件を持つ方も含まれている認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり実人数です。ただし、令和6年度時点の概算のため今後人数の増減の可能性はあります。
12	「(4)ウイルス対策 ②最新のウイルスパターンが更新可能なこと。」とありますが、ウイルスパターンファイルの配信サーバ等はあるでしょうか。	区の基盤側で持っている機能を使っていただく形となります。
13	「(7)運用テスト支援 ①設計、開発、テストの工程が終了したシステムをe-SHIP基盤にて用意するテスト環境に移行すること。」とありますが、テスト完了後のテスト環境の扱いはどのようにするかご教示下さい。	現在、区の基盤上に構築しているシステムについては、本番と検証の環境を持っている業務と、本番のみを持っている業務があります。概ね検証環境を持っている業務は即時性の高い窓口業務等が一般的です。検証の要不要は、ご提案次第となります。
14	避難行動要支援者名簿を配布している消防関係機関等がございましたら配布先及び配布時期についてご教授していただきたいと存じます。 例、民生委員200名。自治会180地区。毎年6月など。	現時点では、区内警察署及び消防署に6月頃に名簿情報を提供していますが、今後は災害対策基本法第49条の11に規定されている避難支援等関係者へ広く提供していくことを検討しています。
15	避難行動要支援者と民生委員等との紐づけどのようにおこなっているのでしょうか。ご教示下さい。 例、住所により対応表を作成。民生委員の担当区域が記載された動態図。統合型GISに登録されている民生委員等の担当区域により。	現時点では、住所要件と担当区域で検討しております。但し、その他避難支援者等関係者との紐づけでは、住所要件のみならず、避難支援を必要とする事由等も踏まえ行っていくことも検討しています。
16	業務の再委託は可能でしょうか。ご教授下さい。	再委託可能です。
17	名簿や個別避難計画に地図情報を展開して配布する計画はありますか。 配布する際は住宅地図メーカーに複製使用許諾料を支払う必要がございます。 年間の印刷部数をご教授いただきたいと存じます。 例、A3サイズ1,000枚	名簿や個別避難計画に地図情報を展開して配布する計画はございませんが、「NO.6」の回答にお示しのとおり、避難支援者等関係者へ提供していく見込みです。